

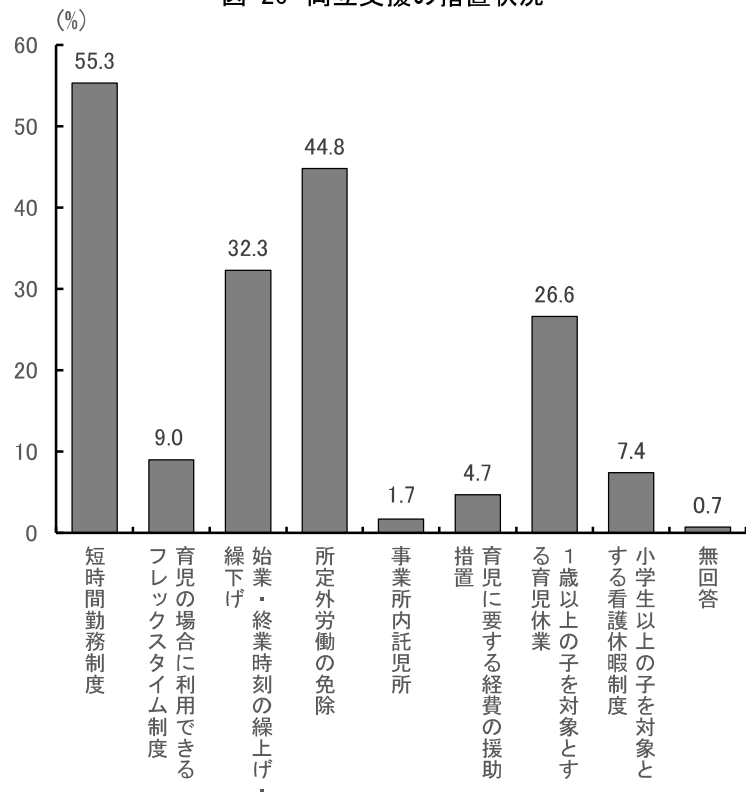
6 仕事と子育ての両立支援

(1) 仕事と子育ての両立支援の措置状況

「行っている」が67.4%

仕事と子育ての両立支援のために何らかの支援・措置を行っている事業所は67.4%となっており、その具体的な支援・措置として最も多いのが、「短時間勤務制度」で55.3%、次いで、「所定外労働の免除」で44.8%となっている。

図-26 両立支援の措置状況



第26表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合、複数回答)

(%)

区 分		合 計	行っ てい る										行っ てい ない	無回答
				短時間勤務 制度	育児の場合 に利用できる フレックスタイ ム制度	始業・終業時 刻の繰上げ・ 繰下げ	所定外労働 の免除	事業所内託 児所	育児に要する 経費の援助 措置	1歳以上の 子を対象と する育児休業	小学生以上 の子を対象と する看護休暇 制度	無回答		
調 査 計		100.0	67.4	55.3	9.0	32.3	44.8	1.7	4.7	26.6	7.4	0.7	30.7	1.9
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	50.5	36.1	7.5	23.6	27.9	0.7	2.9	13.4	3.6	0.7	47.5	2.0
	30 ～ 99 人	100.0	75.3	63.7	8.0	40.4	53.1	1.5	2.1	23.8	3.6	1.7	24.7	0.0
	100 ～ 299 人	100.0	89.2	79.8	10.6	44.4	61.7	3.1	3.9	37.4	2.6	0.1	9.4	1.4
	300 ～ 499 人	100.0	99.4	94.7	5.2	40.0	73.2	4.5	1.1	57.5	11.8	0.0	0.6	0.0
	500 人以上	100.0	90.9	81.4	16.1	40.8	74.9	3.7	17.9	62.4	32.6	0.2	3.5	5.6
産業分類	建 設 業	100.0	57.5	36.9	6.9	21.8	37.9	0.2	3.3	7.4	3.0	1.6	42.5	0.0
	製 造 業	100.0	60.5	44.7	11.3	33.4	45.9	1.6	2.7	26.5	5.0	0.0	37.9	1.6
	情報通信業	100.0	84.7	38.7	46.0	47.4	21.9	0.0	0.0	46.7	0.0	0.0	15.3	0.0
	運輸、郵便業	100.0	52.7	41.4	8.3	28.1	26.4	2.3	0.6	15.1	3.0	0.6	43.9	3.4
	卸売、小売業	100.0	66.7	59.3	9.3	34.8	45.7	0.9	8.4	27.0	6.8	0.3	30.2	3.1
	金融、保険業	100.0	87.9	86.8	25.5	41.0	80.8	0.0	25.8	66.6	54.5	0.0	12.1	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	59.6	59.6	6.6	32.0	34.8	0.0	2.8	19.5	3.4	0.0	37.6	2.8
	サービス業	100.0	71.9	59.6	10.3	35.4	50.9	1.4	2.6	35.5	3.6	1.3	24.8	3.3
地域別	県 北	100.0	66.4	55.3	9.6	29.8	41.1	0.4	3.8	30.7	6.5	1.4	31.6	2.0
	中 央	100.0	70.6	57.3	7.9	34.7	48.0	2.5	4.9	25.2	6.9	0.1	27.6	1.8
	県 南	100.0	62.7	51.5	10.3	30.2	42.5	1.4	5.2	25.3	9.1	1.0	35.4	1.9
労 働 組 合 有		100.0	81.2	73.5	8.5	38.1	62.9	2.2	12.4	46.4	15.7	1.0	14.5	4.3
労 働 組 合 無		100.0	64.0	50.8	9.1	30.9	40.4	1.6	2.8	21.7	5.3	0.6	34.6	1.4

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

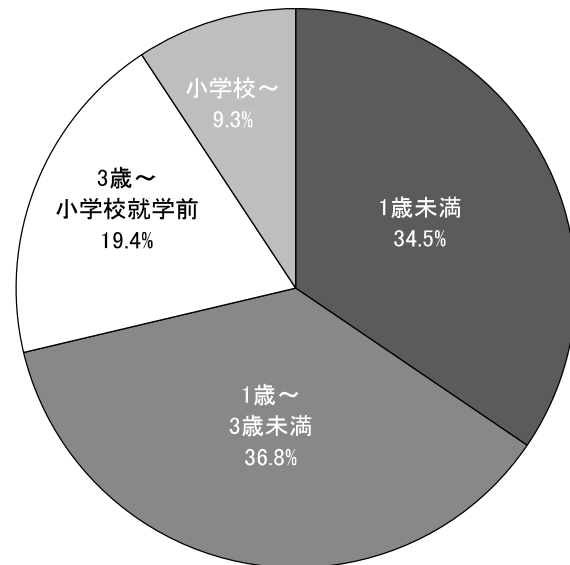
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ア 短時間勤務制度

「1歳～3歳未満」が36.8%

短時間勤務制度の措置を行っている事業所において対象となる年齢をみると、「1歳～3歳未満」が36.8%と最も多く、次いで、「1歳未満」が34.5%となっている。

図-27 短時間勤務制度



第27表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
短時間勤務制度

(%)

区 分		合 計	1歳未満	1歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校就学前	小学校～
調 査 計		100.0	34.5	36.8	19.4	9.3
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	35.1	36.8	18.4	9.7
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	36.2	41.5	17.8	4.5
	100～299人	100.0	36.2	39.3	17.2	7.3
	300～499人	100.0	35.3	40.5	20.5	3.7
	500人以上	100.0	30.5	29.2	23.8	16.5
産業分類	建 設 業	100.0	36.7	34.1	19.2	10.0
	製 造 業	100.0	31.8	37.4	21.4	9.4
	情報通信業	100.0	33.3	33.3	17.9	15.5
	運輸、郵便業	100.0	43.4	36.4	16.7	3.5
	卸売、小売業	100.0	32.5	34.2	20.9	12.4
	金融、保険業	100.0	32.0	32.0	23.1	12.9
	宿泊、飲食業	100.0	30.8	37.1	19.7	12.4
	サービス業	100.0	33.8	38.3	19.3	8.6
地域別	県 北	100.0	34.3	36.6	19.6	9.5
	中 央	100.0	35.4	37.6	18.4	8.6
	県 南	100.0	33.2	35.4	21.2	10.2
労 働 組 合 有		100.0	32.2	35.2	20.7	11.9
労 働 組 合 無		100.0	35.5	37.4	18.9	8.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

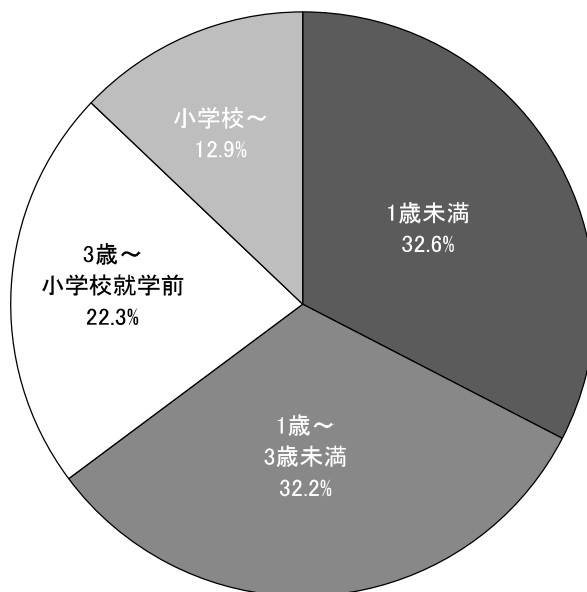
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

「1歳未満」が32.6%

始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置を行っている事業所において対象となる年齢をみると、「1歳未満」が32.6%と最も多く、次いで、「1歳～3歳未満」が32.2%となっている。

図-28 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ



第28表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

(%)

区 分	合 計	1歳未満	1歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校就学前	小学校～
調 査 計	100.0	32.6	32.2	22.3	12.9
企業規模	5～29人	29.5	31.3	22.9	16.3
	30～99人	36.0	36.8	18.4	8.8
	100～299人	35.2	32.8	21.6	10.4
	300～499人	41.9	36.6	21.1	0.4
	500人以上	29.4	26.9	26.6	17.1
産業分類	建設業	28.5	31.0	22.3	18.2
	製造業	32.4	32.7	23.2	11.7
	情報通信業	25.1	25.1	24.6	25.2
	運輸、郵便業	39.5	27.0	23.1	10.4
	卸売、小売業	33.6	29.6	21.4	15.4
	金融、保険業	34.2	29.1	29.1	7.6
	宿泊、飲食業	30.3	33.4	26.4	9.9
	サービス業	34.3	34.8	21.2	9.7
地域別	県 北	32.9	33.9	22.1	11.1
	中 央	33.4	31.3	21.4	13.9
	県 南	30.5	32.6	24.3	12.6
労働組合有	100.0	33.7	28.5	23.1	14.7
労働組合無	100.0	32.2	33.4	22.0	12.4

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

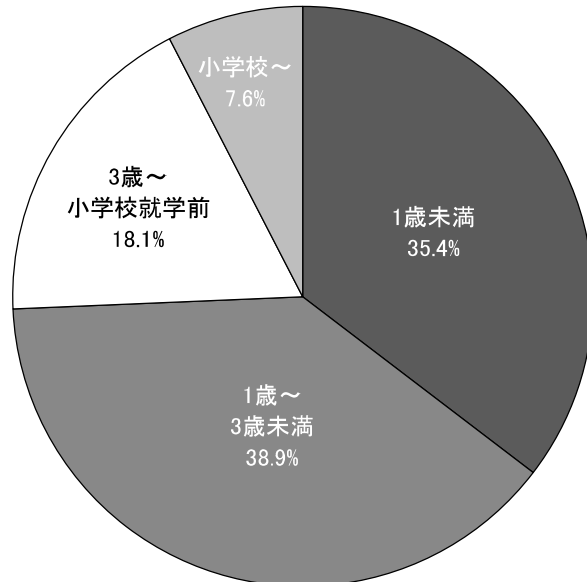
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 所定外労働の免除

「1歳未満～3歳未満」が38.9%

所定外労働の免除の措置を行っている事業所において対象となる年齢をみると、「1歳～3歳未満」が38.9%と最も多く、次いで、「1歳未満」が35.4%となっている。

図-29 所定外労働の免除



第29表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
所定外労働の免除

(%)

区 分		合 計	1歳未満	1歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校就学前	小学校～
調 査 計		100.0	35.4	38.9	18.1	7.6
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	34.2	39.1	16.3	10.4
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	35.1	39.9	20.4	4.6
	100～299人	100.0	39.0	42.3	15.3	3.4
	300～499人	100.0	39.9	47.4	11.6	1.1
	500人以上	100.0	32.6	32.5	22.6	12.3
産業分類	建 設 業	100.0	37.2	35.9	18.7	8.2
	製 造 業	100.0	33.2	37.8	20.6	8.4
	情報通信業	100.0	27.8	27.8	23.5	20.9
	運輸、郵便業	100.0	35.7	35.7	26.3	2.3
	卸売、小売業	100.0	34.4	36.9	19.0	9.7
	金融、保険業	100.0	39.3	39.3	16.9	4.5
	宿泊、飲食業	100.0	34.1	34.2	23.8	7.9
	サービス業	100.0	36.0	39.5	15.4	9.1
地域別	県 北	100.0	37.5	39.6	17.3	5.6
	中 央	100.0	35.2	39.6	17.1	8.1
	県 南	100.0	33.9	37.0	20.6	8.5
労 働 組 合 有		100.0	33.9	36.8	19.7	9.6
労 働 組 合 無		100.0	35.9	39.8	17.4	6.9

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

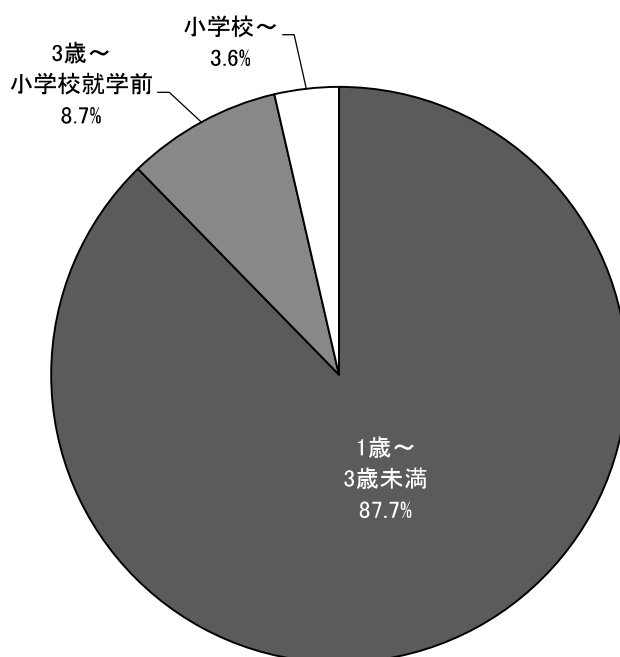
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

エ 1歳以上の子を対象とする育児休業

「1歳～3歳未満」が87.7%

1歳以上の子を対象とする育児休業の措置を行っている事業所において対象となる年齢をみると「1歳～3歳未満」が87.7%と最も多い。

図-30 1歳以上の子を対象とする育児休業



第30表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)

1歳以上の子を対象とする育児休業

(%)

区 分	合 計	1歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校就学前	小学校～
調 査 計	100.0	87.7	8.7	3.6
企業規模	5～29人	74.5	15.7	9.8
	30～99人	94.1	4.4	1.5
	100～299人	88.2	11.1	0.7
	300～499人	99.7	0.3	0.0
	500人以上	94.6	4.2	1.2
産業分類	建設業	82.3	17.7	0.0
	製造業	70.7	14.0	15.3
	情報通信業	100.0	0.0	0.0
	運輸、郵便業	92.0	4.5	3.5
	卸売、小売業	86.1	11.2	2.7
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	95.2	2.4	2.4
	サービス業	90.3	9.5	0.2
地域別	県 北	84.0	12.7	3.3
	中 央	93.3	4.9	1.8
	県 南	82.1	11.0	6.9
労働組合有	100.0	92.4	6.2	1.4
労働組合無	100.0	85.3	10.0	4.7

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

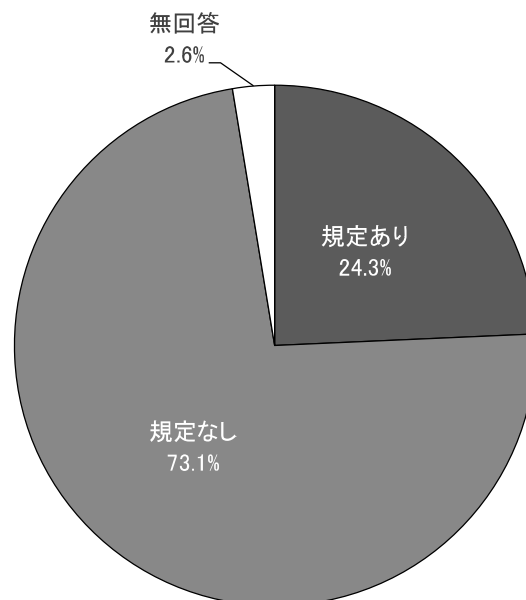
(2) 妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度規定の有無

「何らかの規定を設けている」が24.3%

妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置の規定がある事業所は24.3%となっている。

規定の有無にかかわらずこの特別措置を実施したことがある事業所は14.4%となっている。

図-31 妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度規定の有無



第31表 妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度規定の有無(事業所数の割合)

(%)

区 分	合 計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
		計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調 査 計	100.0	24.3 (100.0)	7.9 (32.5)	16.4 (67.5)	73.1 (100.0)	6.5 (8.9)	66.6 (91.1)	2.6
企業規模	5～29人	23.0 (100.0)	5.6 (24.3)	17.4 (75.7)	74.1 (100.0)	4.9 (6.6)	69.2 (93.4)	2.9
	30～99人	20.7 (100.0)	10.6 (51.2)	10.1 (48.8)	78.5 (100.0)	5.8 (7.4)	72.7 (92.6)	0.8
	100～299人	16.4 (100.0)	4.4 (26.8)	12.0 (73.2)	81.0 (100.0)	14.0 (17.3)	67.0 (82.7)	2.6
	300～499人	12.3 (100.0)	5.7 (46.3)	6.6 (53.7)	86.5 (100.0)	4.7 (5.4)	81.8 (94.6)	1.2
	500人以上	48.9 (100.0)	18.9 (38.7)	30.0 (61.3)	46.9 (100.0)	6.0 (12.8)	40.9 (87.2)	4.2
産業分類	建設業	20.2 (100.0)	1.7 (8.4)	18.5 (91.6)	78.4 (100.0)	4.1 (5.2)	74.3 (94.8)	1.4
	製造業	25.0 (100.0)	6.0 (24.0)	19.0 (76.0)	73.1 (100.0)	2.9 (4.0)	70.2 (96.0)	1.9
	情報通信業	50.0 (100.0)	16.0 (32.0)	34.0 (68.0)	50.0 (100.0)	0.0 (0.0)	50.0 (100.0)	0.0
	運輸、郵便業	33.2 (100.0)	12.9 (38.9)	20.3 (61.1)	63.5 (100.0)	3.4 (5.4)	60.1 (94.6)	3.3
	卸売、小売業	28.5 (100.0)	8.5 (29.8)	20.0 (70.2)	67.3 (100.0)	3.7 (5.5)	63.6 (94.5)	4.2
	金融、保険業	52.2 (100.0)	39.0 (74.7)	13.2 (25.3)	47.8 (100.0)	0.0 (0.0)	47.8 (100.0)	0.0
	宿泊、飲食業	10.3 (100.0)	0.5 (4.9)	9.8 (95.1)	84.2 (100.0)	21.0 (24.9)	63.2 (75.1)	5.5
	サービス業	23.2 (100.0)	4.9 (21.1)	18.3 (78.9)	74.6 (100.0)	5.7 (7.6)	68.9 (92.4)	2.2
地域別	県 北	26.1 (100.0)	5.9 (22.6)	20.2 (77.4)	70.5 (100.0)	5.1 (7.2)	65.4 (92.8)	3.4
	中 央	24.5 (100.0)	8.5 (34.7)	16.0 (65.3)	73.6 (100.0)	6.6 (9.0)	67.0 (91.0)	1.9
	県 南	22.3 (100.0)	8.6 (38.6)	13.7 (61.4)	74.6 (100.0)	7.6 (10.2)	67.0 (89.8)	3.1
労働組合有	100.0	42.7 (100.0)	14.8 (34.7)	27.9 (65.3)	53.6 (100.0)	4.4 (8.2)	49.2 (91.8)	3.7
労働組合無	100.0	19.8 (100.0)	6.2 (31.3)	13.6 (68.7)	77.9 (100.0)	7.0 (9.0)	70.9 (91.0)	2.3

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。